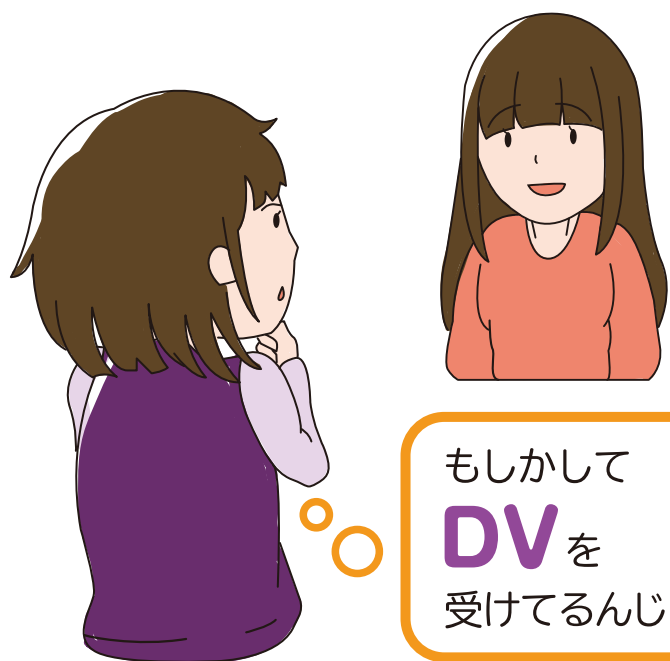


男女共同参画啓発ページ

問合せ先

人権政策課 ☎072-433-7160

！「相談する」という勇気によって救われる心・命があるかもしれません



最近彼氏の束縛がひどくてさ...

もしかして
DVを受けてるんじゃないかな...

配偶者などへの暴力(DV).....

「ドメスティック・バイオレンス」の略で「配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で精神的なものも含みます。

被害者の心も体も蝕むDVは近年増加傾向にあります。

暴力や暴言を受け、不安や悩みがあるときは1人で抱え込まず相談窓口などにご相談ください。身の危険を感じたときは迷わず110番へ連絡してください。

みなさんも友人などの様子から「もしかしてDV...?」と思うことがあれば大阪府女性相談センター(☎06-6949-6022)または下記相談窓口へ相談してください。

DVの種類

① 精神的DV

心ないことばで精神にダメージを与える



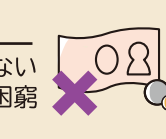
② 身体的DV

殴る、蹴るなどで体にダメージを与える



③ 経済的DV

生活費を渡さないなど経済的に困窮させる



④ 性的DV

性行為を強要するなど性的に追い詰める



⑤ 社会的DV

人間関係を断たせ社会的に隔離する



配偶者暴力防止法が改正.....

DVの防止を目的とした法律「配偶者暴力防止法」が令和5年に改正され、それにより厳罰化とより多くの人たちを守ることができるようになりました。(令和6年4月1日施行)

被害者が裁判所に申立てし必要と認められれば、裁判所から加害者に対し電話や接近などの禁止命令が発せられます。

言葉や態度での「精神的な暴力」も保護命令期間の対象内に

「保護命令」の期間

6か月

1年

違反時の罰則

1年以下

2年以下

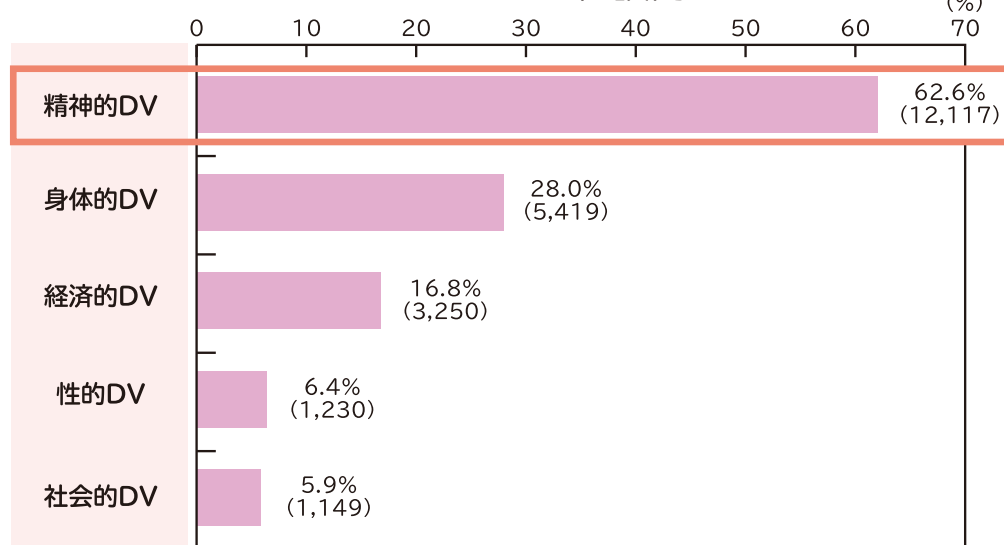
懲役

罰金

100万円以下

200万円以下

DVについての相談内容



男女共同参画局「男女共同参画白書 令和4年版」より抜粋

(N=19,347)

身体的DVなど、本人が相談しにくい可能性もあり、周りの人の協力(通報など)が必要です。

自分ごととして意識するために

DV加害者には自覚のないまま誰にもなる可能性があります。

配偶者や恋人だけでなく普段自分は人に対してどのような態度をとっているか考えてみましょう。

自分を見つめ直すことでDVをしてしまうことは防げるはずです。



デートDV.....

DVの中でも恋人間で起こる暴力を「デートDV」と言います。これは大人の恋人だけでなく、中学生・高校生の間でも起こることなのです。しかし配偶者暴力防止法の適応範囲外のDVであり、法律での取り締まりが難しい部分でもあります。

DVは「親密な関係にある人を力で支配していいという間違った価値観」からくるもので、時に相手への好意がねじ曲がって起こることもあります。

年齢、性別は関係ありません。全員が被害者、加害者になってしまう可能性があります。自分ごととして向き合わなければいけない問題なのです。

● 人権相談 平日午前8時45分～午後5時15分
人権政策課 ☎072-433-7160

● 女性相談 第2・4月曜/午後1時～4時(1人45分) (面接相談・要予約)
夫婦や家族のこと、子育てなど専門の女性相談員と一緒に解決策を考えます。